

新型コロナウイルス感染症対策本部 第13回本部員会議  
知事メッセージ（令和2年5月5日）

当初予定されていた緊急事態宣言が明日までとなり、特にゴールデンウィーク期間中、都道府県をまたいだ人の移動を防ぐため、県民の皆さま、県外の皆さまに多大な協力を頂き、ありがとうございます。

本日現在、岩手県内において感染確認者がゼロの「感染未確認地域」の状態を維持していることは、県民の一人ひとりが外出自粛や「三つの密」の回避、基本的感染対策を徹底して頂いている結果であり、心より感謝いたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策のみならず地域医療を支えている医療関係者の皆さま、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、厚く御礼申し上げます。

昨日、国が全都道府県を対象に緊急事態措置を5月31日まで延長することを決定したことに伴い、本日のこの会議で、5月7日以降の「岩手県における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置」を決定しました。

県民の皆さま及び県外の皆さまにおかれましては、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動を極力避けていただくよう要請します。

特定警戒都道府県から岩手に来県、または帰県される皆さまに対しまして、今までの都道府県の自粛の要請の趣旨を踏まえて、来県後2週間、慎重に行動していただきますようお願いをしたいと思います。

また、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出の自粛を要請します。

施設への休業の協力の要請は延長しませんが、店舗など各施設においては、基本的な感染対策の徹底等を行うことをお願いします。

職場等への出勤等にあたっては、今後、持続的な対策が必要となることを踏まえ、在宅勤務（テレワーク）の推進や、時差出勤等の人の接触を低減する取組など職場における感染防止の取組をお願いします。

この新型コロナウイルス感染症への対応は、国の専門家会議において「長丁場を覚悟しなければならない」と指摘されています。これまでも行ってきた「三つの密」を徹底的に避けること、手洗いや人と人との距離の確保など、基本的な感染対策を継続し、「新しい生活様式」の実践によって、感染拡大の防止と社会経済の維持を両立させましょう。

令和2年5月5日  
岩手県知事 達増 拓也